

## 手数料一覧

※手数料は保健所窓口にて、現金でお支払いください。

### 医療法関係

| 区分   | 金額(1件につき) |
|--|-----------|
| (1) 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査の手数料 | 18,000円   |
| (2) 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査の手数料 | 10,000円   |
| (3) 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査の手数料               | 23,000円   |
| (4) 医療法第27条第の規定に基づく助産所の検査の手数料              | 16,000円   |